(趣旨)

第1条 この要綱は、南部町への移住と定住化を促進し地域の活性化を図るため、新たに宅地開発を行う民間事業者等に対し、予算の範囲内において交付する南部町民間宅地開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、南部町補助金等交付規則(平成16年南部町規則第51号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「分譲用宅地」とは、新たに南部町内に一戸建て住宅用地 を分譲することを目的として形成される一団の土地で、4区画以上の住宅用地があり、 1区画あたりの分譲面積が150m2以上であるものをいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、民間宅地開発支援事業とし、補助事業の対象者(以下「補助対象者」という。)及び対象経費等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、南部町民間宅地開発支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別表に定めるところにより町長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、規則第6条の規定により補助金交付の決定をし、規則第8条の規定により補助対象者に交付の決定を通知しようとするときは、南部町民間宅地開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、不交付としたときは、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(変更等の手続)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。) が、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、南部町民間宅地開発支援事業 補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けな ければならない。

(変更の承認)

第7条 町長は、規則第11条及び前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、南部町民間宅地開発支援事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による実績報告は、南部町民間宅地開発支援事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、別表に定めるところにより町長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 補助金の請求は、南部町民間宅地開発支援事業補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
  - (3) 補助金を最後に交付された日から起算して5年以内に当該施設等を他の利用目的で使用したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該 補助事業者に補助金の返還を命じるものとする。ただし、町長が特別の事情がある 場合において必要と認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(失効日)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に この要綱の規定に基づきなされた交付決定に係る補助金の交付に係る手続に関して は、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

## 別表(第3条、第4条、第8条関係)

# 民間宅地開発支援事業

対象者	次に掲げる要件を全て満たす者とする。
	(1) 平成27年4月1日以降に分譲宅地を造成すること。
	(2) 申請日において町税その他町に納付すべき料金の滞納が
	ないこと。
審査等	この事業を活用して造成する場合は、申請前に事前協議を行うこ
	ととし、別に定めるところにより事業内容の審査を行うものである
	こと。
補助金の額等	1 金額 分譲用宅地の造成に要する経費の4分の1以内の額(消
	費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方消
	費税を含む。)とし、1000万円を上限とする。
	2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨
	てるものとする。
申請手続	1 申請時期 工事着手前に申請すること。
	2 添付書類
	(1) 別紙1
	(2) 付近見取図(縮尺は任意)
	(3) 土地利用計画平面図
	(4) 事業実施工程表
	(5) 資金計画
	(6) 工事見積書
	(7) 納税証明書又は非課税証明書
	(8) 法人の場合は直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本
	(9) その他町長が必要と認める書類
実績報告	1 報告期限 工事完了後速やかに報告すること。
	2 添付書類
	(1) 確定測量図
	(2) 工事に要した経費が分かる書類(領収書、口座振込証明
	書又はこれに準じるものの写し)
	(3) 工事写真(着工前・工事中・完成)
	(4) その他町長が必要と認める書類

年 月 日

南部町長様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

南部町民間宅地開発支援事業補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、南部町民間宅地開発支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載の内容が事実と相違するときは、申請を無効とされ、又は補助金交付の決定を取り消されても異存ありません。

また、滞納状況の確認等のため、本申込書に記載した個人情報を町の各部署に提供することに同意します。

記

1 補助事業の種類

民間宅地開発支援事業(別紙1)

2 補助金交付申請額 金 円

### 別紙1

補助事	業名	民間宅地	間宅地開発支援事業				
分譲宅地造成の 所在地			南部町				
分譲面積及び区画数			m²	区画			
分譲の形態		態	宅地分譲 区画	• 建売分詞	赛 m²		
1 区 分 譲		たりの	最小区画面積	m <sup>²</sup> ・最フ	大区画面積	m²	
工事施工者	住所在地	又 は所					
	名 称	又 は氏 名					
	電話番号			_	_		
造成 予定	着手日	:	年 月 日	完了日	年月	日	
造成費用		3	円				

※ 補助金交付申請額(町記入欄)

(造成費用)  $\times$  1/4 = 補助金交付申請額【1000万円限度】 ( 円)  $\times$  1/4 = 円 (千円未満切捨て)

 第
 号

 年
 月

 日

様

南部町長

南部町民間宅地開発支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、南部町民間宅地開発支援事業補助金についは、南部町補助金等交付規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、金 円を交付することに決定したので、規則第8条の規定により通知します。

年 月 日

南部町長様

印

南部町民間宅地開発支援事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付け発南第 号で交付決定の通知がありました南部町民間宅地開発支援事業補助金について、下記のとおり申請内容を変更(中止)したいので、南部町補助金等交付規則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 変更(中止)の内容

 第
 号

 年
 月

 日

様

南部町長

#### 南部町民間宅地開発支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった南部町民間宅地開発支援事業補助金の変更承認申請について、南部町補助金等交付規則(以下「規則」という。)第6条の第1項の規定に基づき、下記の通り変更を承認したので、規則第11条において準用する規則第8条第1項の規則により通知します。

記

#### 1 対象事業

承認に係る変更後の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

#### 2 交付決定額等

承認に係る変更後の交付決定額は、次のとおりとする。

	変更前	変更後
交付決定額	円	円

<u>=</u>	有部町長 様					年	月	日	
				住所					
				氏名				印	
	南部町民間宅地	開発支援	等業実	績報告書					
年 月 日付け発南第 号で交付決定の通知がありました 年度 南部町民間宅地開発支援事業について、下記のとおり実施したので、南部町補助金 等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。									
				記					
1	申請の内容 民間宅地開発支援	受事業							
2	完了年月日	年	月	日					
3	交付決定額	金		円					
4	対象経費等の決算	額	金		円				

年 月 日 南部町長 様 住所 氏名 印 南部町民間宅地開発支援事業補助金交付請求書 年 月 日付け発南第 号で交付決定の通知がありました 年度南部町日

年 月 日付け発南第 号で交付決定の通知がありました 年度南部町民間宅地開発支援事業補助金について、下記により交付されるよう請求します。

記

- 1 申請の内容
- 2 補助金交付確定額 金 円
- 3 補助金請求額 金 円